議案第69号

兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の 減及び規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数を減少し、兵 庫県市町交通災害共済組合規約を次のとおり変更することについて協議 する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月7日

多可町長 戸田善規

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町交通災害共済組合規約(昭和43年兵庫県指令地第1419号許可)の一部 を次のように改正する。

第5条第1項中「20人」を「19人」に改める。

第7条第4項中「副管理者」の右に「(以下「管理者等」という。)」を加える。

第9条第1項中「管理者及び副管理者(以下「管理者等」という。)」を「管理者等」に 改める。

別表の表中「養父市」を削る。

附則

この規約は、兵庫県知事の許可があった日から施行する。

兵庫県市町交通災害共済組合規約新旧対照表

第5条 組合の議会(以下「組合会」とい | 第5条 組合の議会(以下「組合会」とい う。)の議員の定数は20人とし、関係 市町の長をもって組織する。

現行

2 (略)

第7条

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 管理者及び副管理者の任期は、議員の 任期による。
- 者等」という。)は、その職にある間は 議員の職務を行うことができない。

2 (略)

別表「

豊		岡		市
養		父		市
南	あ	わ	じ	市
朝		来		市
淡		路		市
宍		栗		市
加		東		市
た	つ		\mathcal{O}	市
猪	名		Ш	町
多		可		町
稲		美		町
播		磨		町
市		Ш		町
福		崎		町
神		河		町
太		子		町
上		郡		町
佐		用		町
香		美		町
新	温		泉	町

う。) の議員の定数は19人とし、関係

改正案

市町の長をもって組織する。

2 (略)

第7条

 $1 \sim 3$ (略)

4 管理者及び副管理者(以下「管理者等」 という。)の任期は、議員の任期による。

第9条 管理者及び副管理者(以下「管理 | 第9条 管理者等は、その職にある間は議 員の職務を行うことができない。

2 (略)

別表

豊		岡		市
南	あ	わ	じ	市
朝		来		市
淡		路		市
宍		粟		市
加		東		市
た	つ		\mathcal{O}	市
猪	名		Ш	町
多		可		町
稲		美		町
播		磨		町
市		Ш		町
福		崎		町
神		河		町
太		子		町
上		郡		町
佐		用		町
香		美		町
新	温		泉	町